

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年10月11日

京都市人事委員会委員長 松井 珍男子

京都市人事委員会規則第2号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中「小中一貫教育推進室長及び京都こどもモノづくり事業企画推進室長を除く。」を「京都こどもモノづくり事業企画推進室長を除く。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(京都市人事委員会事務局調査課)